

消防用設備等の点検要領の全部改正について（抄）

（平成 14 年 6 月 11 日消防予第 172 号）

従来、消防用設備等の点検要領については、「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」（昭和 50 年 11 月 13 日消防安第 168 号）の別紙として定められていましたが、平成 14 年 3 月 12 日付けで「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（昭和 50 年 4 月 1 日消防庁告示第 3 号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号）がそれぞれ一部改正され、点検の種類統合等が図られたことに伴い、消防用設備等の点検要領を全部改正し、別添のとおりとすることとしました。

なお、これに伴い「消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示について」（昭和 50 年 4 月 10 日消防安第 39 号）及び「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」（昭和 50 年 11 月 13 日消防安第 168 号）は廃止します。

貴職におかれましては、この運用について、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

別添〔略〕